

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT6775207

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF NAME
CONVEYING PARTY DATA	
Name	Execution Date
SONY CORPORATION	04/01/2021
RECEIVING PARTY DATA	
Name:	SONY GROUP CORPORATION
Street Address:	1-7-1 KONAN
Internal Address:	MINATO-KU
City:	TOKYO
State/Country:	JAPAN
Postal Code:	1080075
PROPERTY NUMBERS Total: 1	
Property Type	Number
Application Number:	17077595
CORRESPONDENCE DATA	
Fax Number:	(312)803-4960
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>	
Email:	docketing@chiplawgroup.com
Correspondent Name:	CHIP LAW GROUP
Address Line 1:	505 N LAKESHORE DR
Address Line 2:	SUITE 250
Address Line 4:	CHICAGO, ILLINOIS 60611
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	SYP336094US01
NAME OF SUBMITTER:	PRAMOD CHINTALAPOODI
SIGNATURE:	/Pramod Chintalapoodi/
DATE SIGNED:	06/22/2021
Total Attachments: 43	
source=Sony_Name_Change_to_be_filed#page1.tif	
source=Sony_Name_Change_to_be_filed#page2.tif	
source=Sony_Name_Change_to_be_filed#page3.tif	
source=Sony_Name_Change_to_be_filed#page4.tif	
source=Sony_Name_Change_to_be_filed#page5.tif	

source=Sony_Name_Change_to_be_filed#page6.tif
source=Sony_Name_Change_to_be_filed#page7.tif
source=Sony_Name_Change_to_be_filed#page8.tif
source=Sony_Name_Change_to_be_filed#page9.tif
source=Sony_Name_Change_to_be_filed#page10.tif
source=Sony_Name_Change_to_be_filed#page11.tif
source=Sony_Name_Change_to_be_filed#page12.tif
source=Sony_Name_Change_to_be_filed#page13.tif
source=Sony_Name_Change_to_be_filed#page14.tif
source=Sony_Name_Change_to_be_filed#page15.tif
source=Sony_Name_Change_to_be_filed#page16.tif
source=Sony_Name_Change_to_be_filed#page17.tif
source=Sony_Name_Change_to_be_filed#page18.tif
source=Sony_Name_Change_to_be_filed#page19.tif
source=Sony_Name_Change_to_be_filed#page20.tif
source=Sony_Name_Change_to_be_filed#page21.tif
source=Sony_Name_Change_to_be_filed#page22.tif
source=Sony_Name_Change_to_be_filed#page23.tif
source=Sony_Name_Change_to_be_filed#page24.tif
source=Sony_Name_Change_to_be_filed#page25.tif
source=Sony_Name_Change_to_be_filed#page26.tif
source=Sony_Name_Change_to_be_filed#page27.tif
source=Sony_Name_Change_to_be_filed#page28.tif
source=Sony_Name_Change_to_be_filed#page29.tif
source=Sony_Name_Change_to_be_filed#page30.tif
source=Sony_Name_Change_to_be_filed#page31.tif
source=Sony_Name_Change_to_be_filed#page32.tif
source=Sony_Name_Change_to_be_filed#page33.tif
source=Sony_Name_Change_to_be_filed#page34.tif
source=Sony_Name_Change_to_be_filed#page35.tif
source=Sony_Name_Change_to_be_filed#page36.tif
source=Sony_Name_Change_to_be_filed#page37.tif
source=Sony_Name_Change_to_be_filed#page38.tif
source=Sony_Name_Change_to_be_filed#page39.tif
source=Sony_Name_Change_to_be_filed#page40.tif
source=Sony_Name_Change_to_be_filed#page41.tif
source=Sony_Name_Change_to_be_filed#page42.tif
source=Sony_Name_Change_to_be_filed#page43.tif

(TRANSLATION)
 CERTIFICATE OF ALL PRESENT MATTERS

1-7-1 Konan, Minato-ku, Tokyo
 Sony Group Corporation

Corporate Registration Number	0104-01-067252
Trade Name	<u>Sony Corporation</u> Sony Group Corporation changed on April 1, 2021 registered on April 1, 2021
Address of Head Office	1-7-1 Konan, Minato-ku, Tokyo
Manner of Publication	Electronic publication https://www.sony.com/ja/SonyInfo/IR/pn/ However, it will be published through Nihon Keizai Shimbun in case that electronic publication is not available due to accident(s) or any unavoidable ground(s) changed on April 1, 2021 registered on April 1, 2021
Date of Incorporation	May 7, 1946
Business Purposes	(1) Manufacturing and sales of electronic/electric machines and products (2) Manufacturing and sales of medical, optical and other kinds of machines and products (3) Planning, production and sales of audio/visual software (4) Planning, production and sales of computer software (5) Manufacturing and sales of metal industrial, chemical and ceramic products (6) Manufacturing and sales of textile products, paper/woodwork products, miscellaneous daily goods, foods and toys (7) Manufacturing and sales of transportation machines and products and oil/coal products (8) Real estate, construction and transportation and warehousing business (9) Publishing and printing business (10) Advertising agency, insurance agency, broadcasting business, leisure business such as travel and sports, and other services (11) Financial business (12) Category I and Category II Telecommunications Carrier based on the Telecom- munications Business Act (13) Business relating to investment in stocks and bonds, etc. (14) Manufacturing, sales and import/export business incidental or relating to the above (15) Providing services incidental or relating to the above (16) Investment in those who are doing the above business (17) Any and all business incidental or relating to the above

Translation for the below listed matters is omitted.

1-7-1 Konan, Minato-ku, Tokyo
Sony Group Corporation

Translation for the above listed matters is omitted.

This is to certify that the above are all of the actually effective matters registered on the Company Register.

April 19, 2021

Tokyo Legal Affairs Bureau, District of Minato-branch

The Registrar

Hideyuki TAKIZAWA (Seal)

現在事項全部証明書

東京都港区港南一丁目7番1号
ソニーグループ株式会社

会社法人等番号	0104-01-067252		
商号	ソニー株式会社		
	ソニーグループ株式会社	令和3年4月1日変更	令和3年4月1日登記
本店	東京都港区港南一丁目7番1号		
公告をする方法	電子公告とする。 https://www.sony.com/ja/SonyInfo/IR/pn/ ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。		令和3年4月1日変更 令和3年4月1日登記
会社成立の年月日	昭和21年5月7日		
目的	1. 電子・電気機械器具の製造、販売 2. 医療機械器具、光学機械器具およびその他機械器具の製造、販売 3. 音声・映像のソフトウェアの企画、制作、販売 4. コンピュータソフトウェアの企画、制作、販売 5. 金属工業製品、化学工業製品および窯業製品の製造、販売 6. 繊維製品、紙・木工品、日用雑貨品、食料品および玩具の製造、販売 7. 輸送用機械器具および石油・石炭製品の製造、販売 8. 不動産業、建設業および運輸倉庫業 9. 出版業および印刷業 10. 広告代理業、保険代理業、放送事業、旅行・スポーツ等のレジャー業およびその他のサービス業 11. 金融業 12. 電気通信事業法に基づく第一種および第二種電気通信事業 13. 株式、債券等への投資に関する業務 14. 前各号に附帯または関連する物品の製造、販売および輸出入業 15. 前各号に関連する役務の提供 16. 前各号の営業を行なう者に対する投資 17. 前各号に附帯または関連する一切の業務		
単元株式数	100株		
発行可能株式総数	36億株		

東京都港区港南一丁目7番1号
ソニーグループ株式会社

発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 12億6105万8781株	令和 2年 3月31日変更
		令和 2年 4月15日登記
資本金の額	金8802億1388万581円	令和 2年 3月31日変更
		令和 2年 4月15日登記
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部	
役員に関する事項	取締役 ティム・シャープ	令和 2年 6月26日重任
		令和 2年 7月15日登記
	取締役 吉田 憲一郎	令和 2年 6月26日重任
		令和 2年 7月15日登記
	取締役 松永 和夫 (社外取締役)	令和 2年 6月26日重任
		令和 2年 7月15日登記
	取締役 隅 修三 (社外取締役)	令和 2年 6月26日重任
		令和 2年 7月15日登記
	取締役 岡 俊子 (社外取締役)	令和 2年 6月26日重任
		令和 2年 7月15日登記
	取締役 十 時 裕 樹	令和 2年 6月26日重任
		令和 2年 7月15日登記
	取締役 秋 山 咲 恵 (社外取締役)	令和 2年 6月26日重任
		令和 2年 7月15日登記
	取締役 ウェンディ・ベッカー (社外取締役)	令和 2年 6月26日重任
		令和 2年 7月15日登記
	取締役 畑 中 好 彦 (社外取締役)	令和 2年 6月26日重任
		令和 2年 7月15日登記

取締役 (社外取締役)	アダム・クロージア	令和 2年 6月26日就任
		令和 2年 7月15日登記
取締役 (社外取締役)	岸 上 恵 子	令和 2年 6月26日就任
		令和 2年 7月15日登記
取締役 (社外取締役)	ジョセフ・クラフト	令和 2年 6月26日就任
		令和 2年 7月15日登記
指名委員	隅 修 三	令和 2年 6月26日重任
		令和 2年 7月15日登記
指名委員	吉 田 憲 一 郎	令和 2年 6月26日重任
		令和 2年 7月15日登記
指名委員	畑 中 好 彦	令和 2年 6月26日重任
		令和 2年 7月15日登記
指名委員	アダム・クロージア	令和 2年 6月26日就任
		令和 2年 7月15日登記
監査委員	松 永 和 夫	令和 2年 6月26日重任
		令和 2年 7月15日登記
監査委員	岡 俊 子	令和 2年 6月26日重任
		令和 2年 7月15日登記
監査委員	岸 上 恵 子	令和 2年 6月26日就任
		令和 2年 7月15日登記
報酬委員	ウェンディ・ベッカー	令和 2年 6月26日重任
		令和 2年 7月15日登記
報酬委員	秋 山 咲 恵	令和 2年 6月26日就任
		令和 2年 7月15日登記
報酬委員	ジョセフ・クラフト	令和 2年 6月26日就任
		令和 2年 7月15日登記

	執行役 吉田 憲一郎	令和 2年 6月 1日重任
		令和 2年 7月15日登記
	執行役 神戸 司郎	令和 2年 6月 1日重任
		令和 2年 7月15日登記
	執行役 十時 裕樹	令和 2年 6月 1日重任
		令和 2年 7月15日登記
	執行役 安部 和志	令和 2年 6月 1日重任
		令和 2年 7月15日登記
	執行役 勝本 徹	令和 2年 6月 1日重任
		令和 2年 7月15日登記
	執行役 石塚 茂樹	令和 2年 6月 1日就任
		令和 2年 6月24日登記
	東京都豊島区目白二丁目16番10-305号 代表執行役 吉田 憲一郎	令和 2年 6月 1日重任
		令和 2年 7月15日登記
	東京都世田谷区野毛一丁目8番21号 代表執行役 十時 裕樹	令和 2年 6月 1日重任
		令和 2年 7月15日登記
	横浜市港北区大豆戸町219-1-704 代表執行役 石塚 茂樹	令和 2年 6月 1日就任
		令和 2年 6月24日登記
	会計監査人 PwCあらた有限責任監査法人	令和 2年 6月26日重任
		令和 2年 7月15日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当社は、会社法第423条第1項の取締役の責任について、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる。 当社は、会社法第423条第1項の執行役の責任について、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる。	
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当社は、取締役（業務執行取締役等を除く。）との間で、会社法第423条第1項の責任について、3000万円または会社法第425条第1項各号の金額の合計額のいずれか高い額を限度とする契約を締結することができる。 平成27年 6月23日変更 平成27年 7月 6日登記	
新株予約権	第22回普通株式新株予約権	

新株予約権の数
280個

令和 3年 2月28日変更 令和 3年 3月17日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式2万8000株とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

付与株式数の調整

- (1) 当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

- (2) 上記（1）の調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

- (3) 調整後付与株式数の適用日は、下記の「行使価額の調整」（2）に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

- (4) 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を各新株予約権者に通知する。

ただし、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。

令和 3年 2月28日変更 令和 3年 3月17日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得られる金額とする。

行使価額は、当初、新株予約権の割当日の前10営業日（終値（以下に定義する。）のない日を除く。）の各日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の単純平均の金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、その金額が、①行使価額決定日である新株予約権の割当日に先立つ45営業日目に始まる30営業日（終値のない日を除く。）の各日における終値の単純平均の金額（1円未満の端数は切り上げる。）、または②新株予約権の割当日の終値（当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれかを下回る場合には、そのいずれか高い金額とする。

行使価額の調整

- (1) 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

- (2) 上記（1）に従い行使価額の調整を行う場合の調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

調整後行使価額は、株式分割の場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。

(3) 上記(1)の行使価額の調整を必要とする場合のほか、次のいずれかの場合には、行使価額は当社が適切と考える方法により調整されるものとする。

①合併、会社分割(新設分割もしくは吸収分割)または資本金の額の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。

②上記①のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。

新株予約権を行使することができる期間

2012年11月22日から2021年11月21日までとする。

ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

(1) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(2) 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換または株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権の取得条項は定めない。

平成23年11月22日発行

平成23年12月6日登記

第23回普通株式新株予約権

新株予約権の数

784個

令和3年2月28日変更 令和3年3月17日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式7万8400株とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

付与株式数の調整

(1) 当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

(2) 上記(1)の調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

(3) 調整後付与株式数の適用日は、下記の「行使価額の調整」(2)に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を各新株予約権者に通知する。

ただし、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。

令和 3年 2月28日変更 令和 3年 3月17日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得られる金額とする。

行使価額は、当初、新株予約権の割当日の前10営業日（終値（以下に定義する。）のない日を除く。）の各日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の単純平均（以下「基準円価額」という。）を、同10営業日の各日における東京の主要銀行が提示する米ドル対顧客電信売り相場の単純平均の為替レート（以下「基準換算レート」という。）で換算した米ドル額（1セント未満の端数は切り上げる。）とする。

ただし、基準円価額が、①行使価額決定日である新株予約権の割当日に先立つ45営業日目に始まる30営業日（終値のない日を除く。）の各日における終値の単純平均の金額、または②新株予約権の割当日の終値（当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれかを下回る場合には、そのいずれか高い金額を基準換算レートで換算した米ドル額（1セント未満の端数は切り上げる。）とする。

行使価額の調整

（1）新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（2）上記（1）に従い行使価額の調整を行う場合の調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

調整後行使価額は、株式分割の場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。

（3）上記（1）の行使価額の調整を必要とする場合のほか、次のいずれかの場合には、行使価額は当社が適切と考える方法により調整されるものとする。

①合併、会社分割（新設分割もしくは吸収分割）または資本金の額の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。

②上記①のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

（4）行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。

新株予約権を行使することができる期間

2012年11月22日から2021年11月21日までとする。

ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

- (1) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換または株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権の取得条項は定めない。

平成23年11月22日発行

平成23年12月6日登記

第24回普通株式新株予約権

新株予約権の数

283個

令和3年2月28日変更 令和3年3月17日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式2万8300株とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

付与株式数の調整

- (1) 当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

- (2) 上記（1）の調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- (3) 調整後付与株式数の適用日は、下記の「行使価額の調整」（2）に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を各新株予約権者に通知する。
ただし、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。

令和3年2月28日変更 令和3年3月17日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得られる金額とする。

行使価額は、当初、新株予約権の割当日の前10営業日（終値（以下に定義する。）のない日を除く。）の各日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の単純平均の金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、その金額が、①行使価額決定日である新株予約権の割当日に先立つ45営業日目に始まる30営業日（終値のない日を除く。）の各日における終値の単純平均の金額（1円未満の端

数は切り上げる。）、または②新株予約権の割当日の終値（当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれかを下回る場合には、そのいずれか高い金額とする。

行使価額の調整

- (1) 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 上記(1)に従い行使価額の調整を行う場合の調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

調整後行使価額は、株式分割の場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。

- (3) 上記(1)の行使価額の調整を必要とする場合のほか、次のいずれかの場合には、行使価額は当社が適切と考える方法により調整されるものとする。

①合併、会社分割（新設分割もしくは吸収分割）または資本金の額の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。

②上記①のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

- (4) 行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。

新株予約権を行使することができる期間

2013年12月4日から2022年12月3日までとする。

ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

- (1) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

- (2) 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換または株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権の取得条項は定めない。

平成24年12月 4日発行

平成24年12月14日登記

第25回普通株式新株予約権

新株予約権の数

1036個

令和 3年 2月28日変更 令和 3年 3月17日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式10万3600株とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

付与株式数の調整

- (1) 当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

- (2) 上記(1)の調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- (3) 調整後付与株式数の適用日は、下記の「行使価額の調整」(2)に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を各新株予約権者に通知する。
- ただし、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。

令和 3年 2月28日変更 令和 3年 3月17日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得られる金額とする。

行使価額は、当初、新株予約権の割当日の前10営業日（終値（以下に定義する。）のない日を除く。）の各日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の単純平均（以下「基準円価額」という。）を、同10営業日の各日における東京の主要銀行が提示する米ドル対顧客電信売り相場の単純平均の為替レート（以下「基準換算レート」という。）で換算した米ドル額（1セント未満の端数は切り上げる。）とする。

ただし、基準円価額が、①行使価額決定日である新株予約権の割当日に先立つ45営業日目に始まる30営業日（終値のない日を除く。）の各日における終値の単純平均の金額、または②新株予約権の割当日の終値（当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれかを下回る場合には、そのいずれか高い金額を基準換算レートで換算した米ドル額（1セント未満の端数は切り上げる。）とする。

行使価額の調整

- (1) 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{\text{分割・併合の比率}}{\text{調整前行使価額}}$

- (2) 上記(1)に従い行使価額の調整を行う場合の調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- 調整後行使価額は、株式分割の場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。
- (3) 上記(1)の行使価額の調整を必要とする場合のほか、次のいずれかの場合には、行使価額は当社が適切と考える方法により調整されるものとする。

のとする。

①合併、会社分割（新設分割もしくは吸収分割）または資本金の額の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。

②上記①のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

（4）行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。

新株予約権を行使することができる期間

2013年12月4日から2022年12月3日までとする。

ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

（1）各新株予約権の一部行使はできないものとする。

（2）当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換または株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権の取得条項は定めない。

平成24年12月4日発行

平成24年12月14日登記

第26回普通株式新株予約権

新株予約権の数

1117個

令和3年2月28日変更 令和3年3月17日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式11万1700株とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

付与株式数の調整

（1）当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

（2）上記（1）の調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

（3）調整後付与株式数の適用日は、下記の「行使価額の調整」（2）に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

（4）付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を各新株予約権者に通知する。

ただし、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。

令和 3 年 2 月 2 8 日変更 令和 3 年 3 月 1 7 日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得られる金額とする。

行使価額は、当初、新株予約権の割当日の前10営業日（終値（以下に定義する。）のない日を除く。）の各日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の単純平均の金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、その金額が、①行使価額決定日である新株予約権の割当日に先立つ45営業日目に始まる30営業日（終値のない日を除く。）の各日における終値の単純平均の金額（1円未満の端数は切り上げる。）、または②新株予約権の割当日の終値（当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれかを下回る場合には、そのいずれか高い金額とする。

行使価額の調整

- (1) 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額＝調整前行使価額×

分割・併合の比率

- (2) 上記(1)に従い行使価額の調整を行う場合の調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

調整後行使価額は、株式分割の場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。

- (3) 上記(1)の行使価額の調整を必要とする場合のほか、次のいずれかの場合には、行使価額は当社が適切と考える方法により調整されるものとする。

①合併、会社分割（新設分割もしくは吸収分割）または資本金の額の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。

②上記①のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

- (4) 行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。

新株予約権を行使することができる期間

2014年11月20日から2023年11月19日までとする。

ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

- (1) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

- (2) 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換または株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
新株予約権の取得条項は定めない。

平成25年11月20日発行

平成25年12月 4日登記

第27回普通株式新株予約権

新株予約権の数

1409個

令和 3年 2月28日変更 令和 3年 3月17日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式14万9000株とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

付与株式数の調整

(1) 当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

(2) 上記(1)の調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

(3) 調整後付与株式数の適用日は、下記の「行使価額の調整」(2)に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を各新株予約権者に通知する。

ただし、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。

令和 3年 2月28日変更 令和 3年 3月17日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得られる金額とする。

行使価額は、当初、新株予約権の割当日の前10営業日（終値（以下に定義する。）のない日を除く。）の各日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の単純平均（以下「基準円価額」という。）を、同10営業日の各日における東京の主要銀行が提示する米ドル対顧客電信売り相場の単純平均の為替レート（以下「基準換算レート」という。）で換算した米ドル額（1セント未満の端数は切り上げる。）とする。

ただし、基準円価額が、①行使価額決定日である新株予約権の割当日に先立つ45営業日目に始まる30営業日（終値のない日を除く。）の各日における終値の単純平均の金額、または②新株予約権の割当日の終値（当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれかを下回る場合には、そのいずれか高い金額を基準換算レートで換算した米ドル額（1セント未満の端数は切り上げる。）とする。

行使価額の調整

- (1) 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 上記(1)に従い行使価額の調整を行う場合の調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
調整後行使価額は、株式分割の場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。
- (3) 上記(1)の行使価額の調整を必要とする場合のほか、次のいずれかの場合には、行使価額は当社が適切と考える方法により調整されるものとする。
- ① 合併、会社分割（新設分割もしくは吸収分割）または資本金の額の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② 上記①のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。
- (4) 行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。

新株予約権を行使することができる期間

2014年11月20日から2023年11月19日までとする。

ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

- (1) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換または株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権の取得条項は定めない。

平成25年11月20日発行

平成25年12月4日登記

第28回普通株式新株予約権

新株予約権の数

2535個

令和3年2月28日変更 令和3年3月17日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式25万3500株とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

付与株式数の調整

- (1) 当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

- (2) 上記（1）の調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

- (3) 調整後付与株式数の適用日は、下記の「行使価額の調整」（2）に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

- (4) 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を各新株予約権者に通知する。
ただし、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。

令和 3年 2月28日変更 令和 3年 3月17日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得られる金額とする。

行使価額は、当初、新株予約権の割当日の前10営業日（終値（以下に定義する。）のない日を除く。）の各日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の単純平均の金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、その金額が、①行使価額決定日である新株予約権の割当日に先立つ45営業日目に始まる30営業日（終値のない日を除く。）の各日における終値の単純平均の金額（1円未満の端数は切り上げる。）、または②新株予約権の割当日の終値（当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれかを下回る場合には、そのいずれか高い金額とする。

行使価額の調整

- (1) 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額＝調整前行使価額×
$$\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 上記（1）に従い行使価額の調整を行う場合の調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

調整後行使価額は、株式分割の場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。

- (3) 上記（1）の行使価額の調整を必要とする場合のほか、次のいずれかの場合には、行使価額は当社が適切と考える方法により調整されるものとする。

①合併、会社分割（新設分割もしくは吸収分割）または資本金の額の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。

②上記①のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

- (4) 行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者

に通知する。ただし、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。

新株予約権を行使することができる期間

2015年11月20日から2024年11月19日までとする。

ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

- (1) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換または株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。

平成26年11月20日発行

平成26年12月 4日登記

第29回普通株式新株予約権

新株予約権の数

1700個

令和 3年 2月28日変更 令和 3年 3月17日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式17万株とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

付与株式数の調整

- (1) 当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

- (2) 上記(1)の調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- (3) 調整後付与株式数の適用日は、下記の「行使価額の調整」(2)に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を各新株予約権者に通知する。
ただし、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。

令和 3年 2月28日変更 令和 3年 3月17日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得られる金額とする。

行使価額は、当初、新株予約権の割当日の前10営業日（終値（以下に定義する。）のない日を除く。）の各日における東京証券取引所における当社普

通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の単純平均（以下「基準円価額」という。）を、同10営業日の各日における東京の主要銀行が提示する米ドル対顧客電信売り相場の単純平均の為替レート（以下「基準換算レート」という。）で換算した米ドル額（1セント未満の端数は切り上げる。）とする。

ただし、基準円価額が、①行使価額決定日である新株予約権の割当日に先立つ45営業日目に始まる30営業日（終値のない日を除く。）の各日における終値の単純平均の金額、または②新株予約権の割当日の終値（当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれかを下回る場合にはそのいずれか高い金額を基準換算レートで換算した米ドル額（1セント未満の端数は切り上げる。）とする。

行使価額の調整

- (1) 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

1

調整後行使価額＝調整前行使価額×

分割・併合の比率

- (2) 上記(1)に従い行使価額の調整を行う場合の調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

調整後行使価額は、株式分割の場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。

- (3) 上記(1)の行使価額の調整を必要とする場合のほか、次のいずれかの場合には、行使価額は当社が適切と考える方法により調整されるものとする。

①合併、会社分割（新設分割もしくは吸収分割）または資本金の額の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。

②上記①のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

- (4) 行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。

新株予約権を行使することができる期間

2015年11月20日から2024年11月19日までとする。

ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

- (1) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

- (2) 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換または株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。

平成26年11月20日発行

平成26年12月 4日登記

第6回無担保転換社債型新株予約権付社債（社債間限定同順位特約付）に付
された新株予約権

新株予約権の数
4万4198個

令和 3年 2月28日変更 令和 3年 3月17日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額を当該行使請求の効力発生日に適用のある転換価額（以下に定義する。）で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(1) 当初転換価額

各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。）は、当初金5008円とする。

(2) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価（本新株予約権付社債の要項に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を引き受ける者を募集する場合、当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合、時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得請求権付株式等」という。）を発行する場合により当社の発行済普通株式数に変更を生ずる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「新株発行等による転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\begin{aligned} & \text{調整後} & \text{調整前} & & \text{既発行} + & & \text{1株あたりの} \\ & \text{転換価額} & = & \text{転換価額} & \times & \frac{\text{交付株式数} \times \text{払込金額}}{\text{株式数} & \text{時価}} \\ & & & & & \frac{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}} \end{aligned}$$

上記にかかわらず、当社普通株式の株主に対して当社普通株式又は取得請求権付株式等を割り当てる場合、当該割当てに係る基準日が当社の株主総会、取締役会その他の機関により当該割当てが承認される日又は執行役により当該割当てが決定される日より前の日であるときには、調整後の転換価額は、当該承認又は決定があった日の翌日以降これを適用する。ただし、この場合において、当該基準日の翌日から当該承認又は決定があった日まで本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当該承認又は決定があった日より後に当社普通株式を交付する。

$$\begin{aligned} & \text{(調整前転換価額} - \text{調整後転換価額)} \\ & \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数} \\ & \text{株式数} = \frac{\text{調整後転換価額}}{\text{調整後転換価額}} \end{aligned}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

当社は、本新株予約権付社債の発行後、特別配当を実施する場合には、次に定める算式（以下新株発行等による転換価額調整式と併せて「転

換価額調整式」と総称する。)をもって転換価額を調整する。

$$\begin{array}{ccccc} \text{調整後} & & \text{調整前} & & \text{時価} \\ \text{換価額} & = & \text{換価額} & \times & \frac{\text{1株あたり特別配当}}{\text{時価}} \end{array}$$

「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額(金100万円)あたりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株あたり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記転換価額の調整を行う場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、社債管理者と協議のうえ必要な転換価額の調整を行う。

- ①株式の併合、資本金若しくは準備金の額の減少、合併(合併により当社が消滅する場合を除く。)、株式交換又は会社分割を行うとき。
- ②上記①のほか、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由が発生するとき
- ③当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
- ④金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当が、経済的に特別配当に相当するために転換価額の調整を必要とするとき。
- ⑤転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生する等、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(3) 転換価額の減額調整

転換価額は、組織再編行為による繰上償還又は上場廃止等による繰上償還に定める公告を行った場合、転換価額減額期間(以下に定義する。)において、下記に従って決定される転換価額に減額される(減額された転換価額を以下「減額後転換価額」という。)

「転換価額減額期間」とは、組織再編行為による繰上償還に定める公告を行った場合は、転換価額減額開始日(以下に定義する。)から当該組織再編行為の効力発生日の5取引日前の日までの期間をいい、上場廃止等による繰上償還に定める公告を行った場合は、転換価額減額開始日から30日の期間をいう。

ただし、いずれの場合も、所定の期間の終了前に行使請求期間が終了する場合には、転換価額減額期間は行使請求期間の末日をもって終了する。

「転換価額減額開始日」とは、組織再編行為による繰上償還又は上場廃止等による繰上償還に定める公告を行った日から5取引日以内の日で当該公告において当社が定める日をいう。

- ①組織再編行為による繰上償還に定める公告を行った場合の減額後転換価額は、参照株価(下記②に定義する。)及び転換価額減額開始日に応じて決定される。

- ②「参照株価」は、(イ)当社が消滅会社となる合併、吸収分割又は新設分割(承継会社等が、本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。)、当社が他の株式会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転、及びその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の株式会社に引き受けられることとなる各組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合には、当社普通株式1株につき支払われる当該金銭の額とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、会社法に基づき当社の取締役会その他の機関において当該組織再編行為の条件(当該組織再編行為

に関して支払われ若しくは交付される対価を含む。)が決議された日又は執行役により当該組織再編行為の条件(当該組織再編行為に関して支払われ若しくは交付される対価を含む。)が決定された日(決議又は決定の日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日)の直後の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない。以下本号において同じ。)がある取引日に始まる当該終値がある5連続取引日の当該終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。)とする。当該5連続取引日の期間中に転換価額が本項のいずれかの規定に従って調整された場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、社債管理者との協議のうえ合理的に調整されるものとする。

③上場廃止等による繰上償還に定める公告を行った場合の減額後転換価額は、組織再編行為による繰上償還に定める公告を行った場合の減額後転換価額の算出方法と同様の方法により算出される。

ただし、参照株価は、(イ)当該公開買付けの対価が金銭のみである場合には、公開買付期間の末日時点で有効な公開買付価格とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、公開買付期間の末日に終了する株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値がある5連続取引日の当該終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。)とする。当該5連続取引日の期間中に転換価額が本項のいずれかの規定に従って調整された場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、社債管理者との協議のうえ合理的に調整されるものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権付社債の新株予約権者は、2015年9月1日から2022年9月28日までの間、いつでも、本新株予約権を行使し、当社に対して当社普通株式の交付を請求することができる。ただし、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

①当社普通株式に係る株主確定日及びその前営業日(振替機関の休業日等でない日をいう。以下同じ。)

②振替機関が必要であると認めた日

③組織再編行為による繰上償還、上場廃止等による繰上償還又は13.0%コールオプション条項に定めるところにより2022年9月28日以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前営業日以降

④当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した日以降

⑤組織再編行為において承継会社等の新株予約権が交付される場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要なときは、当社が、行使請求を停止する期間(当該期間は1か月を超えないものとする。)その他必要事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の1か月前までに必要事項を公告した場合における当該期間

新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部については、行使請求することができない。

		平成27年 7月21日発行
		平成27年 8月 3日登記
第30回普通株式新株予約権		
新株予約権の数		
3403個		
令和 3年 2月28日変更 令和 3年 3月17日登記		
新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法		
新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。		
なお、新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式34万300株とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。		
付与株式数の調整		
(1) 当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。		
$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$		
(2) 上記(1)の調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。		
(3) 調整後付与株式数の適用日は、下記の「行使価額の調整」(2)に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。		
(4) 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を各新株予約権者に通知する。		
ただし、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。		
令和 3年 2月28日変更 令和 3年 3月17日登記		
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨		
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法		
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得られる金額とする。		
行使価額は、当初、新株予約権の割当日の前10営業日（終値（以下に定義する。）のない日を除く。）の各日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の単純平均の金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、その金額が、①行使価額決定日である新株予約権の割当日に先立つ45営業日目に始まる30営業日（終値のない日を除く。）の各日における終値の単純平均の金額（1円未満の端数は切り上げる。）、または②新株予約権の割当日の終値（当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれかを下回る場合には、そのいずれか高い金額とする。		
行使価額の調整		
(1) 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。		

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 上記(1)に従い行使価額の調整を行う場合の調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

調整後行使価額は、株式分割の場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。

(3) 上記(1)の行使価額の調整を必要とする場合のほか、次のいずれかの場合には、行使価額は当社が適切と考える方法により調整されるものとする。

①合併、会社分割(新設分割もしくは吸収分割)または資本金の額の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。

②上記①のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。

新株予約権を行使することができる期間

2016年11月19日から2025年11月18日までとする。

ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

(1) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(2) 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換または株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。

平成27年11月19日発行

平成27年12月 3日登記

第31回普通株式新株予約権

新株予約権の数

2204個

令和 3年 2月28日変更 令和 3年 3月17日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式22万400株とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

付与株式数の調整

(1) 当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 上記(1)の調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株

未満の端数は切り捨てるものとする。

(3) 調整後付与株式数の適用日は、下記の「行使価額の調整」(2)に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を各新株予約権者に通知する。

ただし、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。

令和 3年 2月28日変更 令和 3年 3月17日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じて得られる金額とする。

行使価額は、当初、新株予約権の割当日の前10営業日(終値(以下に定義する。)のない日を除く。)の各日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の単純平均(以下「基準円価額」という。)を、同10営業日の各日における東京の主要銀行が提示する米ドル対顧客電信売り相場の単純平均の為替レート(以下「基準換算レート」という。)で換算した米ドル額(1セント未満の端数は切り上げる。)とする。

ただし、基準円価額が、①行使価額決定日である新株予約権の割当日に先立つ45営業日目に始まる30営業日(終値のない日を除く。)の各日における終値の単純平均の金額、または②新株予約権の割当日の終値(当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれかを下回る場合には、そのいずれか高い金額を基準換算レートで換算した米ドル額(1セント未満の端数は切り上げる。)とする。

行使価額の調整

(1) 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 上記(1)に従い行使価額の調整を行う場合の調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

調整後行使価額は、株式分割の場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。

(3) 上記(1)の行使価額の調整を必要とする場合のほか、次のいずれかの場合には、行使価額は当社が適切と考える方法により調整されるものとする。

①合併、会社分割(新設分割もしくは吸収分割)または資本金の額の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。

②上記①のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。

新株予約権を行使することができる期間

2016年11月19日から2025年11月18日までとする。

ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

- (1) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換または株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。

平成27年11月19日発行

平成27年12月 3日登記

第32回普通株式新株予約権

新株予約権の数

7148個

令和 3年 2月28日変更 令和 3年 3月17日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式71万4800株とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

付与株式数の調整

- (1) 当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

- (2) 上記(1)の調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

令和 3年 2月28日変更 令和 3年 3月17日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得られる金額とする。

行使価額は、当初、新株予約権の割当日の前10営業日（終値（以下に定義する。）のない日を除く。）の各日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の単純平均の金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、その金額が、①新株予約権の割当日の翌日に先立つ45営業日目に始まる30営業日（終値のない日を除く。）の各日における終値の単純平均の金額（1円未満の端数は切り上げる。）、または②新株予約権の割当日の終値（当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれかを下回る場合には、そのいずれか高い金額とする。

行使価額の調整

- (1) 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 上記(1)の行使価額の調整を必要とする場合のほか、次のいずれかの場合には、行使価額は当社が適切と考える方法により調整されるものとする。

①合併、会社分割（新設分割もしくは吸収分割）または資本金の額の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。

②上記①のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

新株予約権を行使することができる期間

2017年11月22日から2026年11月21日までとする。

ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

(1) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(2) 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換または株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。

平成28年11月22日発行

平成28年12月6日登記

第33回普通株式新株予約権

新株予約権の数

4514個

令和3年2月28日変更 令和3年3月17日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式45万1400株とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

付与株式数の調整

- (1) 当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 上記(1)の調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

令和3年2月28日変更 令和3年3月17日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得られる金額とする。

行使価額は、当初、新株予約権の割当日の前10営業日（終値（以下に定義する。）のない日を除く。）の各日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の単純平均（以下「基準円価額」という。）を、同10営業日の各日における東京の主要銀行が提示する米ドル対顧客電信売り相場の単純平均の為替レート（以下「基準換算レート」という。）で換算した米ドル額（1セント未満の端数は切り上げる。）とする。

ただし、基準円価額が、①新株予約権の割当日の翌日に先立つ45営業日目に始まる30営業日（終値のない日を除く。）の各日における終値の単純平均の金額、または②新株予約権の割当日の終値（当該日に終値がない場合はそれに先立つ直近日の終値）のいずれかを下回る場合には、そのいずれか高い金額を基準換算レートで換算した米ドル額（1セント未満の端数は切り上げる。）とする。

行使価額の調整

- (1) 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 上記(1)の行使価額の調整を必要とする場合のほか、次のいずれかの場合には、行使価額は当社が適切と考える方法により調整されるものとする。

- ①合併、会社分割（新設分割もしくは吸収分割）または資本金の額の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。
②上記①のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

新株予約権を行使することができる期間

2017年11月22日から2026年11月21日までとする。

ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

- (1) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
(2) 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換または株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。

平成28年11月22日発行

平成28年12月6日登記

第34回普通株式新株予約権

新株予約権の数
9227個

令和 3年 2月28日変更 令和 3年 3月17日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式92万2700株とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

付与株式数の調整

(1) 当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

(2) 上記(1)の調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

令和 3年 2月28日変更 令和 3年 3月17日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得られる金額とする。

行使価額は、当初、新株予約権の割当日の前10営業日（終値（以下に定義する。）のない日を除く。）の各日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の単純平均の金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、その金額が、①新株予約権の割当日の翌日に先立つ45営業日目に始まる30営業日（終値のない日を除く。）の各日における終値の単純平均の金額（1円未満の端数は切り上げる。）、または②新株予約権の割当日の終値（当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれかを下回る場合には、そのいずれか高い金額とする。

行使価額の調整

(1) 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 分割・併合の比率

(2) 上記(1)の行使価額の調整を必要とする場合のほか、次のいずれかの場合には、行使価額は当社が適切と考える方法により調整されるものとする。

①合併、会社分割（新設分割もしくは吸収分割）または資本金の額の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。

②上記①のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

新株予約権を行使することができる期間

2018年11月21日から2027年11月20日までとする。

ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を

最終日とする。

新株予約権の行使の条件

- (1) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換または株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。

平成29年11月21日発行

平成29年12月 5日登記

第35回普通株式新株予約権

新株予約権の数

7936個

令和 3年 2月28日変更 令和 3年 3月17日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式79万3,600株とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

付与株式数の調整

- (1) 当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

- (2) 上記(1)の調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

令和 3年 2月28日変更 令和 3年 3月17日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得られる金額とする。

行使価額は、当初、新株予約権の割当日の前10営業日（終値（以下に定義する。）のない日を除く。）の各日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の単純平均（以下「基準円価額」という。）を、同10営業日の各日における東京の主要銀行が提示する米ドル対顧客電信売り相場の単純平均の為替レート（以下「基準換算レート」という。）で換算した米ドル額（1セント未満の端数は切り上げる。）とする。

ただし、基準円価額が、①新株予約権の割当日の翌日に先立つ45営業日目に始まる30営業日（終値のない日を除く。）の各日における終値の単純平均の金額、または②新株予約権の割当日の終値（当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれかを下回る場合には、そのいずれか高い金額を基準換算レートで換算した米ドル額（1セント未満の端数は切り上げる。）とする。

行使価額の調整

- (1) 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 上記(1)の行使価額の調整を必要とする場合のほか、次のいずれかの場合には、行使価額は当社が適切と考える方法により調整されるものとする。

- ①合併、会社分割（新設分割もしくは吸収分割）または資本金の額の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。
②上記①のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

新株予約権を行使することができる期間

2018年11月21日から2027年11月20日までとする。

ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

- (1) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
(2) 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換または株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。

平成29年11月21日発行

平成29年12月5日登記

第36回普通株式新株予約権

新株予約権の数

58個

令和3年2月28日変更 令和3年3月17日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式5800株とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

付与株式数の調整

- (1) 当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 上記(1)の調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

令和3年2月28日変更 令和3年3月17日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得られる金額とする。

行使価額は、当初、新株予約権の割当日の前10営業日（終値（以下に定義する。）のない日を除く。）の各日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の単純平均の金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、その金額が、①新株予約権の割当日の翌日に先立つ45営業日目に始まる30営業日（終値のない日を除く。）の各日における終値の単純平均の金額（1円未満の端数は切り上げる。）、または②新株予約権の割当日の終値（当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれかを下回る場合には、そのいずれか高い金額とする。

行使価額の調整

- (1) 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 上記(1)の行使価額の調整を必要とする場合のほか、次のいずれかの場合には、行使価額は当社が適切と考える方法により調整されるものとする。

①合併、会社分割（新設分割もしくは吸収分割）または資本金の額の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。

②上記①のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

新株予約権を行使することができる期間

2019年2月28日から2028年2月27日までとする。

ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

- (1) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

- (2) 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換または株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。

平成30年 2月28日発行

平成30年 3月14日登記

第37回普通株式新株予約権

新株予約権の数

150個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式1万5000株とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

付与株式数の調整

- (1) 当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 上記(1)の調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得られる金額とする。

行使価額は、当初、新株予約権の割当日の前10営業日（終値（以下に定義する。）のない日を除く。）の各日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の単純平均（以下「基準円価額」という。）を、同10営業日の各日における東京の主要銀行が提示する米ドル対顧客電信売り相場の単純平均の為替レート（以下「基準換算レート」という。）で換算した米ドル額（1セント未満の端数は切り上げる。）とする。

ただし、基準円価額が、①新株予約権の割当日の翌日に先立つ45営業日目に始まる30営業日（終値のない日を除く。）の各日における終値の単純平均の金額、または②新株予約権の割当日の終値（当該日に終値がない場合はそれに先立つ直近日の終値）のいずれかを下回る場合には、そのいずれか高い金額を基準換算レートで換算した米ドル額（1セント未満の端数は切り上げる。）とする。

行使価額の調整

- (1) 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 上記(1)の行使価額の調整を必要とする場合のほか、次のいずれかの場合には、行使価額は当社が適切と考える方法により調整されるものとする。

①合併、会社分割（新設分割もしくは吸収分割）または資本金の額の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。

②上記①のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

新株予約権を行使することができる期間

2019年2月28日から2028年2月27日までとする。

ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を

最終日とする。

新株予約権の行使の条件

- (1) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換または株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。

平成30年 2月28日発行

平成30年 3月14日登記

第38回普通株式新株予約権

新株予約権の数

1万3348個

令和 3年 2月28日変更 令和 3年 3月17日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式133万4800株とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

付与株式数の調整

- (1) 当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 上記(1)の調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

令和 3年 2月28日変更 令和 3年 3月17日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得られる金額とする。

行使価額は、当初、新株予約権の割当日の前10営業日（終値（以下に定義する。）のない日を除く。）の各日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の単純平均の金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、その金額が、①新株予約権の割当日の翌日に先立つ45営業日目に始まる30営業日（終値のない日を除く。）の各日における終値の単純平均の金額（1円未満の端数は切り上げる。）、または②新株予約権の割当日の終値（当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれかを下回る場合には、そのいずれか高い金額とする。

行使価額の調整

- (1) 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものと

する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 上記(1)の行使価額の調整を必要とする場合のほか、次のいずれかの場合には、行使価額は当社が適切と考える方法により調整されるものとする。

①合併、会社分割(新設分割もしくは吸収分割)または資本金の額の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。

②上記①のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

新株予約権を行使することができる期間

2019年11月20日から2028年11月19日までとする。

ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

(1) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(2) 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換または株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。

平成30年11月20日発行

平成30年12月 3日登記

第39回普通株式新株予約権

新株予約権の数

9955個

令和 3年 2月28日変更 令和 3年 3月17日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式99万5500株とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

付与株式数の調整

(1) 当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 上記(1)の調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

令和 3年 2月28日変更 令和 3年 3月17日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額(以下「行使価額」という。)

）に付与株式数を乗じて得られる金額とする。

行使価額は、当初、新株予約権の割当日の前10営業日（終値（以下に定義する。）のない日を除く。）の各日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の単純平均（以下「基準円価額」という。）を、同10営業日の各日における東京の主要銀行が提示する米ドル対顧客電信売り相場の単純平均の為替レート（以下「基準換算レート」という。）で換算した米ドル額（1セント未満の端数は切り上げる。）とする。

ただし、基準円価額が、①新株予約権の割当日の翌日に先立つ45営業日目に始まる30営業日（終値のない日を除く。）の各日における終値の単純平均の金額、または②新株予約権の割当日の終値（当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれかを下回る場合には、そのいずれか高い金額を基準換算レートで換算した米ドル額（1セント未満の端数は切り上げる。）とする。

行使価額の調整

（1）新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（2）上記（1）の行使価額の調整を必要とする場合のほか、次のいずれかの場合には、行使価額は当社が適切と考える方法により調整されるものとする。

①合併、会社分割（新設分割もしくは吸収分割）または資本金の額の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。

②上記①のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

新株予約権を行使することができる期間

2019年11月20日から2028年11月19日までとする。

ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

（1）各新株予約権の一部行使はできないものとする。

（2）当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換または株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。

平成30年11月20日発行

平成30年12月 3日登記

第40回普通株式新株予約権

新株予約権の数

1万6519個

令和 3年 2月28日変更

令和 3年 3月17日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式165万1900株とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

付与株式数の調整

- (1) 当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 上記(1)の調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

令和3年2月28日変更 令和3年3月17日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得られる金額とする。

行使価額は、当初、新株予約権の割当日の前10営業日（終値（以下に定義する。）のない日を除く。）の各日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の単純平均の金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、その金額が、①新株予約権の割当日の翌日に先立つ45営業日目に始まる30営業日（終値のない日を除く。）の各日における終値の単純平均の金額（1円未満の端数は切り上げる。）、または②新株予約権の割当日の終値（当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれかを下回る場合には、そのいずれか高い金額とする。

行使価額の調整

- (1) 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 上記(1)の行使価額の調整を必要とする場合のほか、次のいずれかの場合には、行使価額は当社が適切と考える方法により調整されるものとする。

①合併、会社分割（新設分割もしくは吸収分割）または資本金の額の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。

②上記①のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

新株予約権を行使することができる期間

2020年11月20日から2029年11月19日までとする。

ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

- (1) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換または株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。

令和 1年11月20日発行

令和 1年12月16日登記

第41回普通株式新株予約権

新株予約権の数

1万4056個

令和 3年 2月28日変更 令和 3年 3月17日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式140万5600株とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

付与株式数の調整

- (1) 当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

- (2) 上記(1)の調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

令和 3年 2月28日変更 令和 3年 3月17日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得られる金額とする。

行使価額は、当初、新株予約権の割当日の前10営業日（終値（以下に定義する。）のない日を除く。）の各日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の単純平均（以下「基準円価額」という。）を、同10営業日の各日における東京の主要銀行が提示する米ドル対顧客電信売り相場の単純平均の為替レート（以下「基準換算レート」という。）で換算した米ドル額（1セント未満の端数は切り上げる。）とする。

ただし、基準円価額が、①新株予約権の割当日の翌日に先立つ45営業日目に始まる30営業日（終値のない日を除く。）の各日における終値の単純平均の金額、または②新株予約権の割当日の終値（当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれかを下回る場合には、そのいずれか高い金額を基準換算レートで換算した米ドル額（1セント未満の端数は切り上げる。）とする。

行使価額の調整

- (1) 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 上記(1)の行使価額の調整を必要とする場合のほか、次のいずれかの場合には、行使価額は当社が適切と考える方法により調整されるものとする。

- ①合併、会社分割（新設分割もしくは吸収分割）または資本金の額の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。
②上記①のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

新株予約権を行使することができる期間

2020年11月20日から2029年11月19日までとする。

ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

- (1) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
(2) 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換または株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。

令和 1年11月20日発行

令和 1年12月16日登記

第42回普通株式新株予約権

新株予約権の数

200個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式2万株とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

付与株式数の調整

(1) 当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 上記(1)の調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額（以下「行使価額」とい

う。)に付与株式数を乗じて得られる金額とする。

行使価額は、当初、新株予約権の割当日の前10営業日(終値(以下に定義する。)のない日を除く。)の各日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の単純平均(以下「基準円価額」という。)を、同10営業日の各日における東京の主要銀行が提示する米ドル対顧客電信売り相場の単純平均の為替レート(以下「基準換算レート」という。)で換算した米ドル額(1セント未満の端数は切り上げる。)とする。

ただし、基準円価額が、新株予約権の割当日の翌日に先立つ45営業日目に始まる30営業日(終値のない日を除く。)の各日における終値の単純平均の金額、または新株予約権の割当日の終値(当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれかを下回る場合には、そのいずれか高い金額を基準換算レートで換算した米ドル額(1セント未満の端数は切り上げる。)とする。

行使価額の調整

(1) 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 上記(1)の行使価額の調整を必要とする場合のほか、次のいずれかの場合には、行使価額は当社が適切と考える方法により調整されるものとする。

① 合併、会社分割(新設分割もしくは吸収分割)または資本金の額の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。

② 上記のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

新株予約権を行使することができる期間

2021年4月17日から2030年4月16日までとする。

ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

(1) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(2) 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換または株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。

令和 2年 4月17日発行

令和 2年 5月12日登記

第43回普通株式新株予約権

新株予約権の数

2万2551個

令和 3年 1月31日変更

令和 3年 2月17日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式225万5100株とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

付与株式数の調整

- (1) 当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 上記(1)の調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

令和3年1月31日変更 令和3年2月17日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得られる金額とする。

行使価額は、当初、新株予約権の割当日の前10営業日（終値（以下に定義する。）のない日を除く。）の各日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の単純平均の金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、その金額が①新株予約権の割当日の翌日に先立つ45営業日目に始まる30営業日（終値のない日を除く。）の各日における終値の単純平均の金額（1円未満の端数は切り上げる。）または②新株予約権の割当日の終値（当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれかを下回る場合には、そのいずれか高い金額とする。

行使価額の調整

- (1) 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 上記(1)の行使価額の調整を必要とする場合のほか、次のいずれかの場合には、行使価額は当社が適切と考える方法により調整されるものとする。

①合併、会社分割（新設分割もしくは吸収分割）または資本金の額の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。

②上記①のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

新株予約権を行使することができる期間

2021年11月18日から2030年11月17日までとする。

ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

- (1) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

- (2) 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認さ

れたときは、当該合併、株式交換または株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。

令和 2年11月18日発行

令和 2年12月 9日登記

第4回普通株式新株予約権

新株予約権の数

22,547個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式22,547,000株とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

付与株式数の調整

(1) 当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

(2) 上記(1)の調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得られる金額とする。

行使価額は、当初、新株予約権の割当日の前10営業日（終値（以下に定義する。）のない日を除く。）の各日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の単純平均（以下「基準円価額」という。）を、同10営業日の各日における東京の主要銀行が提示する米ドル対顧客電信売り相場の単純平均の為替レート（以下「基準換算レート」という。）で換算した米ドル額（1セント未満の端数は切り上げる。）とする。

ただし、基準円価額が、①新株予約権の割当日の翌日に先立つ45営業日目に始まる30営業日（終値のない日を除く。）の各日における終値の単純平均の金額、または②新株予約権の割当日の終値（当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれかを下回る場合には、そのいずれか高い金額を基準換算レートで換算した米ドル額（1セント未満の端数は切り上げる。）とする。

行使価額の調整

(1) 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

	(2) 上記(1)の行使価額の調整を必要とする場合のほか、次のいずれかの場合には、行使価額は当社が適切と考える方法により調整されるものとする。 ①合併、会社分割(新設分割もしくは吸収分割)または資本金の額の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。 ②上記①のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。 新株予約権を行使することができる期間 2021年11月18日から2030年11月17日までとする。 ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。 新株予約権の行使の条件 (1) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 (2) 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換または株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。
	令和 2年11月18日発行 令和 2年12月 9日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
指名委員会等設置会社に関する事項	指名委員会等設置会社
	平成26年法務省令第33号の規定により平成27年 5月 1日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社



これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

令和 3年 4月19日
東京法務局港出張所
登記官

瀧澤 秀行

